

## 平成28年の地方からの提案に関する対応方針〔H28.12.20閣議決定〕 (埼玉県追加共同提案24件)

※対応方針に記載がないものは、「―」と記載している。

連番	管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針 ※一部提案事項との対応関係は、企画総務課による整理も含む
1	74	農業共済保険審査会の必置義務の見直し	農業災害補償法(以下「法」という。)第143条の2の規定により存置されている都道府県農業共済保険審査会(以下「審査会」という。)について、審査事案が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置できるように必置義務を見直してほしい。	石川県	<p>【農林水産省】</p> <p>(1)農業災害補償法(昭22法185)</p> <p>(ii)都道府県農業共済保険審査会については、現在、必ず設置することとされているが、農業共済組合連合会が存在しない場合には、都道府県が必要に応じて設置することを可能とする。</p>
2	17	不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由事務の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込について、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止すること。	愛知県	<p>【国土交通省】</p> <p>(8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152)</p> <p>不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
3	292	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けの廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けを廃止すること	九州地方知事会	<p>【国土交通省】</p> <p>(8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152)</p> <p>不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

連番	管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針 ※一部提案事項との対応関係は、企画総務課による整理も含む
4	183	高等学校等就学支援金の申請に係る事務手続きの見直し	高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、7月末を目途として都道府県の定める提出期限までに、収入状況届出書等及び前年度と当該年度の課税証明書を提出することで当該年度の4～6月分を遡及して受給資格認定ができるよう事務手続きを見直すこと。	兵庫県 京都府 和歌山県 鳥取県 京都市	<p>【文部科学省】 (6)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 高等学校等就学支援金制度における受給資格認定(4条)については、平成29年7月からの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携により収入状況届出書の提出を不要とする方向で検討し、平成29年6月末までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学資の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省及び国土交通省) ・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省及び厚生労働省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省及び国土交通省)</p>
5	51	フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲	フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)について、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。	岡山県	<p>【環境省】 (1)フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平13法64) 第一種特定製品の管理者に対する指導等(17条、18条、91条及び92条)の適切な執行の在り方については、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政庁が一体的に行うことの効果や効率性に留意しつつ、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平25法39)附則11条に基づき、同法の施行後5年を経過した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:経済産業省)</p>
6	70	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大	地方自治法施行令第158条第1項に定める「徴収又は収納の委託」ができる歳入に、貸付金の延滞利息を加える。	静岡県	<p>【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成29年中に可能とする。</p>

連番	管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針 ※一部提案事項との対応関係は、企画総務課による整理も含む
7	103	結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除	平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。	茨城県 福島県 栃木県 群馬県 新潟県	【厚生労働省】 (19)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 公費負担の申請時(37条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、 <u>公費負担額の決定(39条1項)の際に、都道府県において保険情報を確認する必要がある</u> 、この点における事務の効率化を行うためのものであることを、 <u>地方公共団体に平成28年度中に通知する。</u> (関係府省:内閣府及び総務省)
8	137	第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大	現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域だが、これを隣接都道府県まで拡大する。	鳥取県 中国地方 知事会 兵庫県 和歌山県 徳島県	【国土交通省】 (4)旅行業法(昭27法239) (iii) <u>第三種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(施行規則1条の2)については、現在、営業所の存する市町村とその隣接市町村に限られているが、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光実態等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。</u>
9	59	高圧ガス第二種貯蔵所に係る承継規定の追加	一定量以上の高圧ガスの貯蔵は、高圧ガス保安法の規定により、貯蔵量に応じて、あらかじめ都道府県知事の許可を受けた「第一種貯蔵所」又は都道府県知事に届け出た「第二種貯蔵所」においてする必要がある。 これらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行う場合、第一種貯蔵所については高圧ガス保安法に承継の規定があるものの、第二種貯蔵所については承継の規定がないことから、第二種貯蔵所について承継の規定の追加を提案するもの。	富山県	—
10	182	措置変更後の受入施設における被虐待児の受入加算費の適用期間の緩和	入所当初に施設職員と被虐待児との関わりが重要なため、1年間加算されるにも関わらず、措置変更により新たな施設に入所する場合、措置変更前の施設で1年間加算されていると、措置変更後の施設では加算されないことから、変更後の施設においても1年間加算されるよう規制を緩和。	兵庫県 滋賀県 京都府 和歌山県 鳥取県 徳島県 堺市	—

連番	管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針 ※一部提案事項との対応関係は、企画総務課による整理も含む
11	225	地域・まちなか商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲	地域・まちなか商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲	全国知事会	-
12	226	中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲	中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲	全国知事会	-
13	253	区画整理事業における筆界特定制度の活用に関する規制緩和	区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を筆界特定制度の申請人とできるよう申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。	豊田市	-
14	283	個人住民税の寄附金税額控除対象NPO法人の条例による指定方法の見直し	国の認定においては、公示により随時に指定又は変更といった対応をしていることから、県の指定に際しても、認定と同様に条例記載事項の簡素化などを含め、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。	神奈川県	-

連番	管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針 ※一部提案事項との対応関係は、企画総務課による整理も含む
15	84	日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和	農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間(現行5年)については、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。	愛媛県 松山市 今治市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 大洲市 伊予市 四国中央市 西予市 東温市 上島町 久万高原町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町	<関係府省における予算編成過程での検討を求める提案とされたため記載なし>
16	85	多面的機能支払交付金における返還免除要件の見直し	農業・農業用水路等の保全を目的とした多面的機能支払交付金では、その取組(農地法面の草刈り、水路の泥上げなど)を維持・継続するため、地域での人口減少や高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件において、中山間地域等直接支払制度と同様に、農業者の病気や高齢等の要件を加えること。	愛媛県 松山市 今治市 宇和島市 八幡浜市 西条市 大洲市 伊予市 四国中央市 西予市 東温市 上島町 久万高原町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町	<関係府省における予算編成過程での検討を求める提案とされたため記載なし>
17	6	基準病床数制度の見直しについて	国権限による全国一律の基準病床数の算定方法を都道府県が地域の実情に応じ、独自で加減算できるように求める。	東広島市	<提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとされたため記載なし>
18	146	地域医療構想の必要病床数を踏まえた基準病床数の設定	地域医療構想で定める2025年の必要病床数について、速やかに基準病床数に反映させることで、基準病床数を上限とした病床の整備を可能とする。	横浜市	<提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとされたため記載なし>

連番	管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針 ※一部提案事項との対応関係は、企画総務課による整理も含む
19	82	国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し	長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が発現した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果が発生させた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。	愛媛県 松山市 今治市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 大洲市 伊予市 四国中央市 西予市 東温市 上島町 久万高原町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町	<提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとされたため記載なし>
20	161	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	京都府 滋賀県 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 関西広域連合	<提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとされたため記載なし>
21	167	地域医療介護総合確保基金の運用緩和	地域医療介護総合確保基金(医療分)について、各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする。	岐阜県	<提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとされたため記載なし>
22	284	地域医療介護総合確保基金の改善(早期の配分と弾力的な運用)	都道府県が、年度当初から事業を実施できるよう、交付スケジュールを見直すとともに、地域の実情に合わせた弾力的な運用などニーズに合わせた幅広い活用や、各事業区分間の融通などを可能とすることを求める。	神奈川県	<提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとされたため記載なし>

連番	管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針 ※一部提案事項との対応関係は、企画総務課による整理も含む
23	223	インクルーシブ教育の推進のための「学校施設環境改善交付金」の補助対象の見直し	学校施設環境改善交付金 大規模改造(障害児等対策)の対象に、高等学校を追加すること。	徳島県 滋賀県 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 京都市 堺市 関西広域 連合	<提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとされたため記載なし>
24	130	地方消費者行政交付金に係る事業開始期限及び活用期間の延長	地方消費者行政推進事業実施要領に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成29年度末までの事業開始が要件となっていることや、各事業ともそれぞれ活用期間が定められている(事業メニュー7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)ことから、事業の開始期限及び活用期間の延長を求める。	熊本県	<提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとされたため記載なし>